

# 一般社団法人 CIW 検査業協会

## 謝金等の支給規定

制定：平成 22 年 3 月 11 日

改正：平成 25 年 1 月 1 日

改正：令和 5 年 3 月 22 日

1. この謝金等の支給規定は、一般社団法人 CIW 検査業協会（以下、本会という。）が開催する講習会、研修会等において講演や実技指導等のために出席する理事、監事、委員（外部委員を含む）に適用する。

2. 謝金等の金額は、表 1 の区分とする。

表 1 謝金等の支給基準

区分		外部に委嘱している委員等（非会員） <sup>注9</sup>	理事、各種委員会の委員（会員 <sup>注6</sup> 及び会員事業所の社員）
講師料 <sup>注1</sup>	半日以内	33,411 円/1 人 <sup>注7</sup>	22,274 円/1 人 <sup>注7</sup>
	1 日 <sup>注5</sup>	55,685 円/1 人 <sup>注7</sup>	33,411 円/1 人 <sup>注7</sup>
実技指導料 <sup>注2</sup>	半日	22,274 円/1 人 <sup>注7</sup>	16,705 円/1 人 <sup>注7</sup>
	1 日 <sup>注5</sup>	33,411 円/1 人 <sup>注7</sup>	22,274 円/1 人 <sup>注7</sup>
技術提供を伴う検査作業料 <sup>注3</sup>		33,411 円/1 人 <sup>注7</sup>	22,274 円/1 人 <sup>注7</sup>
検査機関倫理委員会審査料 <sup>注4</sup>	書類審査		16,705 円/1 人 <sup>注8</sup>
	面接審査	半日	16,705 円/1 人 <sup>注8</sup>
		1 日 <sup>注5</sup>	33,411 円/1 人 <sup>注8</sup>

注 1. 講師料とは、演壇において講師一人が講演を行う場合とする。

ただし、〔建築物の工事における試験及び検査に関する研修会〕～東京都知事が認定する研修会における外部に委嘱している委員等（非会員）への講師料については、これを支給せず、「旅費交通費等の支給規定」により交通費等のみを支給する。総会等での特別講演料は、別途協議し取り決める。

注 2. 実技指導料とは、実技指導を複数の指導員によって行う場合とする。

ただし、指導員一人によって実技指導を行う場合は、講師料を支給する。

注 3. 技術提供を伴う検査作業料とは、理事会の承認のもとに技術提供を伴う検査実務作業を行う場合とする。ただし、ワーキンググループに伴う作業を除くものとする。

注 4. 検査機関倫理委員会審査料とは、東京都登録検査機関登録制度に伴う書類審査及び面接審査を行う場合とし、委員会出席の場合は「旅費交通費等の支給規定」により交通費等のみを支給する。

- 注 5. 講演（又は、講義）及び実技指導が 1 日の場合は、昼食料（2,000 円/1 人）又は、実費相当額の昼食を支給する。
  - 注 6. 会員とは、正会員及び賛助会員とする。
  - 注 7. 謝金には源泉税を含むものとし、本会がこれを控除し納付する。また、別途「旅費交通費等の支給規定」により交通費等を支給する。
  - 注 8. 謝金には源泉税を含むものとし、本会がこれを控除し納付する。尚、謝金には交通費等を含むものとする。
  - 注 9. 理事、各種委員会の委員（会員注 6 及び会員事業所の社員）が所属する会社等を退職したのちは外部に委嘱している委員等の扱いとする。
3. 前項の謝金等は、講演（又は、講義）、実技指導の区分により対象となった個人に対して支給することを原則とするが、個人の申し出によりその個人が所属する事業主、団体等に支給することができる。ただし、この場合は源泉税は対象としないものとする。
4. この謝金等の支給規定により謝金等を支給することが困難な場合は、会長の承認を得て支給額を変更できるものとする。
5. この謝金等の支給規定の改廃は、理事会の議決を要するものとする。ただし、遅滞なく通常総会に報告するものとする。

この謝金等の支給規定は、平成 22 年 3 月 11 日開催の平成 21 年度第 3 回理事会において承認されたものである。

この謝金等の支給規定の改正は、平成 25 年 2 月 7 日開催の平成 24 年度第 5 回理事会において承認されたものである。なお、この改正は「復興特別所得税」の施行に基づくもので、平成 25 年 1 月 1 日からの実施とする。

令和 5 年 3 月 22 日支給基準を改め、注 9 を追加した。